

事務連絡
令和5年8月31日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

} 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

今般、歯科用貴金属材料の材料価格改定を行い、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成20年厚生労働省告示第61号）のVIに規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正し、令和5年10月1日から適用する予定であるので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」（令和4年3月4日保医発0304第10号）の別紙1を次のように改正する。

(別紙 1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

イ 大臼歯	83 点
ロ 小臼歯・前歯	52 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

イ 大臼歯	27 点
ロ 小臼歯・前歯	15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

イ 大臼歯	27 点
ロ 小臼歯・前歯	15 点

(2) その他の場合

イ 大臼歯	33 点
ロ 小臼歯・前歯	21 点

(ファイバーポスト)

1 本につき	61 点
--------	------

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 個につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

イ レジン系	
a 標準型	17 点
b 自動練和型	17 点
ロ グラスアイオノマー系	

a 標準型	10 点
b 自動練和型	12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II

(3) 歯科用合着・接着材料 III

2 仮着 (1 歯につき) 4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

イ レジン系	
a 標準型	17 点
b 自動練和型	17 点

ロ グラスアイオノマー系	
a 標準型	10 点
b 自動練和型	12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II

(3) 歯科用合着・接着材料 III 又は歯科充填用即時硬化レジン 4 点

M009 充填（1窓洞につき）

1 歯科充填用材料 I		
(1) 複合レジン系		
イ 単純なもの	11 点	
ロ 複雑なもの	29 点	
(2) グラスアイオノマー系		
イ 標準型		
a 単純なもの	8 点	
b 複雑なもの	22 点	
ロ 自動練和型		
a 単純なもの	9 点	
b 複雑なもの	23 点	
2 歯科充填用材料 II		
(1) 複合レジン系		
イ 単純なもの	4 点	
ロ 複雑なもの	11 点	
(2) グラスアイオノマー系		
イ 標準型		
a 単純なもの	3 点	
b 複雑なもの	8 点	
ロ 自動練和型		
a 単純なもの	6 点	
b 複雑なもの	17 点	

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1 14カラット金合金		
(1) インレー		
複雑なもの	1,151 点	
(2) 4分の3冠	1,438 点	
2 金銀パラジウム合金（金12%以上）		
(1) 大臼歯		
イ インレー		
a 単純なもの	372 点	
b 複雑なもの	688 点	
ロ 5分の4冠	866 点	
ハ 全部金属冠	1,089 点	
(2) 小臼歯・前歯		
イ インレー		
a 単純なもの	253 点	
b 複雑なもの	504 点	
ロ 4分の3冠	622 点	
ハ 5分の4冠	622 点	
ニ 全部金属冠	780 点	
3 銀合金		
(1) 大臼歯		
イ インレー		

a	単純なもの	24 点
b	複雑なもの	41 点
ロ	5 分の 4 冠	53 点
ハ	全部金属冠	65 点
(2)	小臼歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	15 点
b	複雑なもの	30 点
ロ	4 分の 3 冠 (乳歯を除く。)	37 点
ハ	5 分の 4 冠 (乳歯を除く。)	37 点
ニ	全部金属冠	48 点
M010-2	チタン冠 (1 歯につき)	66 点
M010-3	接着冠 (1 歯につき)	
1	金銀パラジウム合金 (金 12% 以上)	
(1)	前歯	622 点
(2)	小臼歯	622 点
(3)	大臼歯	866 点
2	銀合金	
(1)	前歯	37 点
(2)	小臼歯	37 点
(3)	大臼歯	53 点
M010-4	根面被覆 (1 歯につき)	
1	根面板によるもの	
(1)	金銀パラジウム合金 (金 12% 以上)	
イ	大臼歯	372 点
ロ	小白歯・前歯	253 点
(2)	銀合金	
イ	大臼歯	24 点
ロ	小白歯・前歯	15 点
2	レジン充填によるもの	
(1)	複合レジン系	11 点
(2)	グラスアイオノマー系	
イ	標準型	8 点
ロ	自動練和型	9 点
M011	レジン前装金属冠 (1 歯につき)	
1	金銀パラジウム合金 (金 12% 以上) を用いた場合	971 点
2	銀合金を用いた場合	105 点
M011-2	レジン前装チタン冠 (1 歯につき)	66 点
M015	非金属歯冠修復 (1 歯につき)	
1	レジンインレー	
(1)	単純なもの	29 点
(2)	複雑なもの	40 点
2	硬質レジンジャケット冠	
(1)	歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2)	歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD/CAM冠（1歯につき）

1 前歯

CAD/CAM冠用材料(IV) 438点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料(I) 188点

(2) CAD/CAM冠用材料(II) 181点

3 大臼歯

CAD/CAM冠用材料(III) 350点

注 CAD/CAM冠用材料(III)を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

M015-3 CAD/CAMインレー（1歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料(I) 188点

(2) CAD/CAM冠用材料(II) 181点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料(III) 350点

注 CAD/CAM冠用材料(III)を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1歯につき）

1 乳歯金属冠 30点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1歯につき 2点

M016-3 既製金属冠（1歯につき） 29点

M017 ポンティック（1歯につき）

1 鋳造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）

イ 大臼歯 1,254点

ロ 小臼歯 945点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯 52点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合

イ 前歯 754点

ロ 小臼歯 945点

ハ 大臼歯 1,254点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯 67点

ロ 小臼歯 67点

ハ 大臼歯 67点

M017-2 高強度硬質レジンブリッジ（1装置につき）

1,629点

M018 有床義歯

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1 局部義歯（1床につき）

(1)	1歯から4歯まで	2点
(2)	5歯から8歯まで	3点
(3)	9歯から11歯まで	5点
(4)	12歯から14歯まで	7点
2	総義歯(1頸につき)	10点

M019 熱可塑性樹脂有床義歯(1床につき)

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

熱可塑性樹脂有床義歯(1床につき)

37点

M020 鋳造鉤(1個につき)

1 14カラット金合金

(1) 双子鉤

イ 大・小白歯

1,491点

ロ 犬歯・小白歯

1,213点

(2) 二腕鉤(レストつき)

イ 大臼歯

1,213点

ロ 犬歯・小白歯

932点

ハ 前歯(切歯)

717点

2 金銀パラジウム合金(金12%以上)

(1) 双子鉤

イ 大・小白歯

1,003点

ロ 犬歯・小白歯

784点

(2) 二腕鉤(レストつき)

イ 大臼歯

688点

ロ 犬歯・小白歯

599点

ハ 前歯(切歯)

555点

3 鋳造用コバルトクロム合金

5点

M021 線鉤(1個につき)

1 不銹鋼及び特殊鋼

7点

2 14カラット金合金

(1) 双子鉤

712点

(2) 二腕鉤(レストつき)

550点

M021-2 コンビネーション鉤(1個につき)

1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金(金12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合

(1) 前歯

278点

(2) 犬歯・小白歯

299点

(3) 大臼歯

344点

2 鋳造鉤又はレストに鋳造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合

(1) 前歯

38点

(2) 犬歯・小白歯

38点

(3) 大臼歯

38点

M021-3 磁性アタッチメント(1個につき)

1 磁石構造体

777点

2 キーパー付き根面板

(根面板の保険医療材料料(1歯につき))

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ 大臼歯

688 点

ロ 小臼歯・前歯

504 点

(2) 銀合金

イ 大臼歯

41 点

ロ 小臼歯・前歯

30 点

(キーパー)

1 個につき

233 点

M023 バー（1個につき）

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

1,608 点

(2) 鋳造用コバルトクロム合金

18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼

30 点

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合（1顎につき）

1 シリコーン系

166 点

2 アクリル系

100 点

(参考：新旧対照表)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」
 （令和4年3月4日保医発0304第10号）の一部改正について

		改 正 後		現 行	
		(別紙1)		(別紙1)	
材料料	M002 支台築造	(支台築造の保険医療材料料 (1 齒につき)) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。			
	1 間接法				
	(1) メタルコアを用いた場合				
	イ 大臼歯	83点		イ 大臼歯	80点
	口 小臼歯・前歯	52点		口 小臼歯・前歯	50点
	(2) (略)			(2) (略)	
	M005～M009 (略)			M005～M009 (略)	
	M010 金属歯冠修復 (1個につき)			M010 金属歯冠修復 (1個につき)	
	1 14カラット金合金			1 14カラット金合金	
	(1) インレー			(1) インレー	
	複雑なもの			複雑なもの	
	(2) 4分の3冠			(2) 4分の3冠	
	2 金銀ペラジウム合金 (金12%以上)			2 金銀ペラジウム合金 (金12%以上)	
	(1) 大臼歯			(1) 大臼歯	
	イ インレー			イ インレー	
	a 単純なもの			a 単純なもの	
	b 複雑なもの			b 複雑なもの	
		372点			370点
		688点			684点

口 5分の4冠 ハ 全部金属冠 (2) 小臼歯・前歯 イ インレー	<u>866点</u> <u>1,089点</u>	口 5分の4冠 ハ 全部金属冠 (2) 小臼歯・前歯 イ インレー	<u>861点</u> <u>1,083点</u>
a 単純なもの b 複雑なもの	<u>253点</u> <u>504点</u>	a 単純なもの b 複雑なもの	<u>252点</u> <u>501点</u>
口 4分の3冠 ハ 5分の4冠 ニ 全部金属冠	<u>622点</u> <u>622点</u> <u>780点</u>	口 4分の3冠 ハ 5分の4冠 ニ 全部金属冠	<u>618点</u> <u>618点</u> <u>775点</u>
3 銀合金	3 銀合金		
(1) 大臼歯	(1) 大臼歯		
イ インレー	イ インレー		
a 単純なもの b 複雑なもの	<u>24点</u> <u>41点</u>	a 単純なもの b 複雑なもの	<u>23点</u> <u>40点</u>
口 5分の4冠 ハ 全部金属冠 (2) 小臼歯・前歯・乳歯 イ インレー	<u>53点</u> <u>65点</u> <u>15点</u>	口 5分の4冠 ハ 全部金属冠 (2) 小臼歯・前歯・乳歯 イ インレー	<u>51点</u> <u>63点</u> <u>14点</u>
a 単純なもの b (略)		b (略) -	
口 4分の3冠(乳歯を除く。) ハ 5分の4冠(乳歯を除く。) ニ 全部金属冠	<u>37点</u> <u>37点</u> <u>48点</u>	口 4分の3冠(乳歯を除く。) ハ 5分の4冠(乳歯を除く。) ニ 全部金属冠	<u>36点</u> <u>36点</u> <u>46点</u>
M010-2 (略)	M010-2 (略)	M010-2 (略)	M010-3 接着冠 (1歯につき)
M010-3 接着冠 (1歯につき)	1 金銀ペラジウム合金 (金12%以上)	1 金銀ペラジウム合金 (金12%以上)	1 金銀ペラジウム合金 (金12%以上)
(1) 前歯 (2) 小臼歯	<u>622点</u> <u>622点</u>	(1) 前歯 (2) 小臼歯	<u>618点</u> <u>618点</u>

866 点	(3) 大臼歯 2 銀合金 (1) 前歯 (2) 小臼歯 (3) 大臼歯	(3) 大臼歯 2 銀合金 (1) 前歯 (2) 小臼歯 (3) 大臼歯	37 点 37 点 53 点	861 点 <u>36 点</u> <u>36 点</u> <u>51 点</u>
M010-4 根面被覆 (1歯につき)	1 根面板によるもの (1) 金銀ペラジウム合金 (金12%以上) イ 大臼歯 口 小臼歯・前歯 (2) 銀合金 イ 大臼歯 口 小臼歯・前歯	M010-4 根面被覆 (1歯につき) 1 根面板によるもの (1) 金銀ペラジウム合金 (金12%以上) イ 大臼歯 口 小臼歯・前歯 (2) 銀合金 イ 大臼歯 口 小臼歯・前歯	372 点 253 点 24 点 15 点	<u>370 点</u> <u>252 点</u> <u>23 点</u> <u>14 点</u>
M011 レジン前装金属冠 (1歯につき)	2 (略)	M011 レジン前装金属冠 (1歯につき) 1 金銀ペラジウム合金 (金12%以上) を用いた場合 2 銀合金を用いた場合	971 点 105 点	<u>966 点</u> <u>102 点</u>
M011-2～M016-3 (略)		M011-2～M016-3 (略)		
M017 ポンティック (1歯につき)	1 鋳造ポンティック (1) 金銀ペラジウム合金 (金12%以上) イ 大臼歯 口 小臼歯 (2) 銀合金	M017 ポンティック (1歯につき) 1 鋳造ポンティック (1) 金銀ペラジウム合金 (金12%以上) イ 大臼歯 口 小臼歯 (2) 銀合金	1,254 点 945 点	<u>1,247 点</u> <u>939 点</u>
		大臼歯・小白歯 2 レジン前装金属ポンティック (1) 金銀ペラジウム合金 (金12%以上) を用いた場合		
イ 前歯 口 小臼歯 ハ 大臼歯		イ 前歯 口 小臼歯 ハ 大臼歯	754 点 945 点 1,254 点	<u>749 点</u> <u>939 点</u> <u>1,247 点</u>

	(2) 銀合金を用いた場合		
	イ 前歯	(2) 銀合金を用いた場合	
	口 小臼歯	イ 前歯	65点
	ハ 大臼歯	口 小臼歯	<u>65点</u>
M017-2～M019	(略)	ハ 大臼歯	<u>65点</u>
M020	铸造鉤 (1個につき)		
1	14カラット金合金	M017-2～M019 (略)	
(1)	双子鉤	M020 鑄造鉤 (1個につき)	
	イ 大・小白歯	1 14カラット金合金	
	口 大歯・小白歯	(1) 双子鉤	
(2)	二腕鉤 (レストつき)	イ 大・小白歯	<u>1,415点</u>
	イ 大臼歯	口 大歯・小白歯	<u>1,151点</u>
	口 大歯・小白歯	(2) 二腕鉤 (レストつき)	
	ハ 前歯 (切歯)	イ 大臼歯	<u>1,151点</u>
2	金銀パラジウム合金 (金12%以上)	口 大歯・小白歯	<u>884点</u>
(1)	双子鉤	ハ 前歯 (切歯)	<u>681点</u>
	イ 大・小白歯	2 金銀パラジウム合金 (金12%以上)	
	口 大歯・小白歯	(1) 双子鉤	
	ハ 前歯 (切歯)	イ 大・小白歯	<u>997点</u>
2	金銀パラジウム合金 (金12%以上)	口 大歯・小白歯	<u>780点</u>
(1)	二腕鉤 (レストつき)	(2) 二腕鉤 (レストつき)	
	イ 大臼歯	イ 大臼歯	<u>684点</u>
	口 大歯・小白歯	口 大歯・小白歯	<u>595点</u>
	ハ 前歯 (切歯)	ハ 前歯 (切歯)	<u>552点</u>
3	(略)	3 (略)	
M021	線鉤 (1個につき)	M021 線鉤 (1個につき)	
1	(略)	1 (略)	
2	14カラット金合金	2 14カラット金合金	<u>676点</u>
(1)	双子鉤	(1) 双子鉤	<u>523点</u>
(2)	二腕鉤 (レストつき)	(2) 二腕鉤 (レストつき)	
M021-2	コンビネーション鉤 (1個につき)	M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき)	

1 鋳造鉄又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉄 に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	1 鋳造鉄又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉄 に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合
(1) 前歯	(1) 前歯
(2) 大歯・小白歯	(2) 大歯・小白歯
(3) 大臼歯	(3) 大臼歯
2 (略)	2 (略)
M021-3 磁性アタッチメント（1個につき）	M021-3 磁性アタッチメント（1個につき）
1 (略)	1 (略)
2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料（1歯につき）)	2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料（1歯につき）)
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料と の合計により算定する。	キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーハー料と の合計により算定する。
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）
イ 大臼歯	イ 大臼歯
口 小臼歯・前歯	口 小臼歯・前歯
(2) 銀合金	(2) 銀合金
イ 大臼歯	イ 大臼歯
口 (略)	口 (略)
(キーパー) (略)	(キーパー) (略)
M023 バー（1個につき）	M023 バー（1個につき）
1 鋳造バー	1 鋳造バー
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）
(2) (略)	(2) (略)
2 (略)	2 (略)
M030 (略)	M030 (略)
	1,598 点
	276 点
	298 点
	342 点
	684 点
	501 点
	40 点
	1,608 点
	276 点
	298 点
	342 点